

静かな夜を返せ

第16号 2009年3月

あくまでも「飛行差し止め」を 四百六十六名が上告

原告団長 仲村清勇

静かな夜を求め、訴え続

けて来た私たち五千五百四十名の原告団に、福岡高等裁判所那覇支部は、二月二十七日午後一時三〇分、一審判決が不当にも賠償対象外とした。うるささ指数W80〜75地域について「強い騒音にさらされている」として違法性を認定しました。私たちがこの控訴審で主張しつづけてきた一審判決の不当性が断罪されたことになりました。

しかし、私は法廷で河辺義典裁判長の判決朗読を聞きながら、同じW75の地域に一部損害賠償を認めないとか、何よりも「飛行差し止め―静かな夜」の回復を求めているのに、またしても「権限はない」という不条理さに判決後しばらく席を立つことができませんで

した。

嘉手納基地爆音訴訟は、一九八二年の旧訴訟が始まりです。二十七年の間

訴え続けていることになりました。にもかかわらず嘉手納基地の爆音被害は一向に改善されていません。今日



福岡高裁那覇支部前、2月27日、13:40

基地、爆音被害を訴え続けて27年闘いは続く

も上空に爆音が轟いています。

私たちは、今回の高裁判決に対して「早朝、夜間の飛行差し止め」を求め四百名余の原告が最高裁判所に上告することを、高裁判決翌日の二十八日に原告団、弁護団合同会議で決定しました。また、読谷村座喜味以北のW75地域に関わり損害賠償を棄却された原告も上告します。

なお、今判決で命じられたその他の損害賠償金については上告せず確定することになりました。各原告への配分は数カ月後を想定しています。

ともあれ、真に「静かな夜」を住民が手にするまで最高裁への上告をはじめ今後とも闘い続けていきます。

上告するのは、W90以上の原告三百七十五と本部、各支部代表の三十六、W75の棄却原告五十五の四百六十六名です。

裁判所にすべてのW75地域の爆音被害の違法性を認めさせ、健康被害を認めて差止請求を認容させる 上告審を共に闘いましょう

高木吉朗



今回の控訴審判決は、W

75の爆音は違法であること
を明確にした、という点で
は評価できますが、W75地
域のうち一部について損害
賠償を棄却し、また、差止
請求については、健康被害
を否定して全面棄却という
結論でした。

このような結論は、嘉手

納基地周辺の深刻な爆音被
害の実態に鑑みれば、不当
であることは明らかです。
上告することを決意しました。

そこで私たちは、裁判所
上告審でも、これまで同様

にすべてのW75地域の爆音
被害の違法性を認めさせ、
皆さんの力を結集して、違

法な爆音被害をやめさせる
べく、原告団、弁護団共に

差止請求を認容させるため、
闘って行きましょう。

W90以上の原告と、支部代
(新嘉手納基地爆音訴訟弁護団)